

2024 年度 シンコーホールディングス奨学生募集要項

1. 特徴

- (ア) 株式会社シンコーホールディングスは、大学及び大学院に学ぶ学生等の育英事業及び文化・芸術・科学技術・スポーツ等の発展・普及を推進する事業を行なうことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的として当該担当部署を設置いたしました。
- (イ) この奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (ウ) 他団体の奨学金との併給も可ですが、併給状況によって支給金額が調整されます。

2. 採用予定人数

当社指定大学、大学院修士課程・博士課程に在籍する学生（大学院専門職学位課程含む）合計 2 名程度（富山県出身者 1 名程度、愛知県出身者 1 名程度で正規課程在籍学生のみが対象）

3. 奨学金の給付月額、期間

| | 給付月額 | 期間 |
|------------------------------------|-----------|---|
| 大学生、 大学院生(修士・博士) (専門職学位課程含む) | 100,000 円 | 2024 年 4 月より 2025 年 3 月まで ただし、再申し込み可能。 |

4. 採用基準

- (ア) 富山県・愛知県内の高校出身者かつ高校卒業まで同県内に住民票があった者で当社指定大学学部・大学院に在籍する者
- (イ) 出願する年度の 4 月現在、学部、大学院修士課程・博士課程に在学する者
- (ウ) 2024 年 3 月 31 日時点で、原則として大学生は満 26 歳以下、大学院生は満 36 歳以下であること。
- (エ) 成績要件及び収入要件は以下のとおりとする

【大学生、大学院生共に】

(1) 成績要件

面接時に参考にするので、大学 2 年生以上は前年の成績証明書を面接時に提出のこと。休学理由は健康上の理由、経済的事情、又は、留学のみとする。

(2) 休学について

休学の場合は事前に当社に届け出ることとし、休学中は奨学金を支給せず、復学後に支給する。

(2) 収入要件

収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、家計収入の上限は、給与収入世帯、以外共に、世帯合計収入 700 万円未満とする。

- (オ) 学費の支弁が困難と認められる者
- (カ) 心身ともに優れている者

5. 提出書類

(ア) 提出書類

- ① 奨学助成金申請書一式（所定様式による）
- ② 写真（たて4.5cm×よこ3.5cm以内で裏面に記名の上、①の奨学申請書に貼付）
- ③ 家計支持者の収入（年収額）を証明する書類（源泉徴収票、確定申告、あるいは所属市区町村発行の所得証明書：写しで可）
- ④ 在学証明書
 - * 上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください。

(イ) 提出期限

2024年6月21日（金）までに〔必着〕にてご提出願います

* 申請者ご本人からの直接の応募は受け付けておりません。必ず大学を通じてご応募ください。申請書の電子データが必要な場合や質問は、
info@shinko-hd.co.jp
に連絡してください。

(ウ) 提出先

当社指定大学の奨学金窓口を通して当社に提出してください。
株式会社シンコーホールディングス 担当（関口・本郷）
東京都杉並区桃井1丁目3番2号
質問は上記（イ）のメールアドレスまでお願いします。

6. 選考

- (ア) 書類選考及び面談（書類選考通過者）により総合的に勘案し決定します。
- (イ) 奨学生の可否通知は、7月中に大学及び本人宛に送付します。

7. 奨学生の義務

- (ア) 奨学生は、年2回（10月、3月）の近況報告会への参加が必要です。開催場所は当社本社（東京都杉並区）です。直近半年あるいは1年間の成績証明書、生活状況報告書および在学証明書を持参し法人本社で行われる法人の役員への報告会に参加し、近況報告を行わなければならない。この報告会への参加ができない場合は奨学金の支給を停止することがある。
- (イ) 奨学生は、休学・復学・転学・留年（その他処分）、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります（事前申請）。必ず当社窓口
info@shinko-hd.co.jp
に連絡し、後日口頭での説明をお願いします。
- (ウ) 休学は健康上の理由、経済的事情、又は、留学のみ認められ、それ以外の理由による休学を経て復学の場合は奨学金の支給は再開しない。
- (エ) 奨学生は、奨学金給付後も当社の定めた書類（必要とあれば）を期日までに提出する必要がある。
- (オ) 成績不良、素行不良等、この法人の奨学金給付規程に定める場合には、翌

年度以降の奨学金申請を受け付けない場合があります。

8. その他

- (ア) 奨学生に決定した方に対しては、7月から奨学金の給付を行います。7月に4・5・6・7月分、を支給します。
- (イ) 応募書類は返却しません。
- (ウ) 募集要項に記載された内容以外は、この法人奨学金給付規程の定めに拠りません。
- (エ) 当社は給付規程に反社会的勢力排除を定めています（給付規程を参照ください）。
- (オ) 奨学金は、この法人指定銀行の口座に振込みます。指定銀行及び口座については奨学金給付合格者に対して改めてご連絡致します。

9. 個人情報に関する取り組み

- (ア) 提供された個人情報は、「株式会社シンコーホールディングス個人情報保護方針」に従い適切に管理します。

<https://www.shinko-hd.co.jp/privacy/>

- (イ) 提供された個人情報は、この法人において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、のために必要な範囲内で利用します。営業活動に使用することはありません。
- (ウ) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、この法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (工) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記 株式会社シンコーホールディングスホームページ お問い合わせフォームよりお問い合わせください。

<https://www.shinko-hd.co.jp/inquiry/>

以上